

第9回宮城県産業振興審議会水産林業部会

日 時 平成20年11月21日（金曜日）

午後1時30分から4時まで

場 所 宮城県県庁4階 特別会議室

○司会 開会前ではございますが、お手元の資料を確認させていただきます。

資料といたしましては1から4、その他参考資料といたしまして1から2までございます。資料の右上に資料ナンバーがございます。資料の不足等がございましたら、事務局員にお申しつけください。

次に、お願いでございますが、委員の皆様のご発言につきましては、お手元でございますマイクの使用をお願いいたします。ご発言の際には、右下にございますマイクスイッチをオンにして、マイクのところにありますオレンジ色のランプが点灯いたしましてからご発言をお願いしたいと存じます。ご発言が終わりましたら必ずマイクのスイッチをオフにさせていただきますようお願いいたします。大変ご面倒をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

定刻となりましたが、若干委員の方でまだお見えになっていない方がいらっしゃいますので、少しお待ちいただければと思います。

1. 開会

○司会 島田委員につきましては、若干遅れるという連絡が入ったようでございますので、会議の方を始めさせていただきたいと思っております。

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、第9宮城県産業振興審議会水産林業部会を開催いたします。

開会にあたりまして、農林水産部長からごあいさつを申し上げるところでございますが、所用がございまして若干遅れております。着き次第ごあいさつをさせていただければというふうに思っております。

本日は、斉藤委員が所用のため欠席との連絡を受けております。

本会議の定足数は2分の1以上であり、本日はこの要件を満たしており、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

3. 議事

(1)「水産業の振興に関する基本的な計画」の見直しについて

○司会 それでは、議事の方に入りたいと思っております。

会議は、産業振興審議会条例の規定に基づき、部会長が議長となって議事を進めることになっておりますことから、ここからは部会長に議事進行をお願いいたします。

谷口部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○谷口部会長 それでは、これから議事に入りたいと思いますが、若干あいさつをさせていただきます。

これまで二度ほど議論を積み重ねて、そして文谷課長を中心として、非常に優れた基本計画の見直しが今回出てきて、まさにこの部会の最後の議論になるということで、ぜひ諸先生の積極的なご意見を賜りたいと存じます。

基本的には、この見直しは更に具体的にどのように実行していくのかという部分が、これから最も重要になると思いますけれども、特にこれからの議論はこれからの将来に向けて更に目標値に到達するあるいはそれを上回っていく方向で、積極的な、具体的なご提案をぜひお願いします。

私は今東北大学で大変楽しいことを見てきたのですが、北海道漁連と、それから全国大学生協連が共同で今北海道フェアをやっています。3カ月以上にわたってやっています、前回の振興審議会で堀切川先生から「仙台漬け丼」がいいんじゃないかという提案がございましたが、まさに北海道漬け丼をみんなでいただいてきました。ですから、今、全国の大学生たちは北海道の海産物を食べています。かなり有名なんです。

もう一つ紹介いたしますと、今日本を持って来たんですが、北海道漁連は「北の魚産直ガイド」というのを出しています。オールカラーで、これもかなり役に立っています。ということは、北海道の海産物が非常に日本全国に敷衍しているということで、木村委員の目の前でこんなことを言うのは失礼かもしれませんが、宮城県もこんなすばらしいものをつくっているわけですから、ぜひ全国に向けて、地産地消を前提としながら、我が宮城県の水産業の発展のために、ぜひともに力を合わせて頑張りたい。そのための委員会としたいと思っています。どうもありがとうございます。

議事に入るに先立ちまして、本審議会は平成12年度の第1回の会議の際に公開すると決定しておりますので、この部会を公開として進めさせていただきます。

それでは議事に入ります。

はじめに、議事の1、水産業の振興に関する基本的な計画の見直しについて、10月

に開催された産業振興審議会の、本審議会での協議内容も含めまして事務局からご説明をお願いいたします。

○文谷課長 それでは、私の方から説明させていただきます。失礼ですが座って説明いたします。

それでは、「水産業の振興に関する基本的な計画」、以後、単に「基本計画」と呼ばせていただきますが、この見直しによる「最終案」について、説明させていただきます。

はじめに、基本計画の見直しに係るこれまでの経過について簡単にご説明いたします。お手元の資料4をご覧ください。

はじめに、産業振興審議会の経過ですが、本年6月2日に開催されました第1回目の審議회를皮切りに、これまで審議会と水産林業部会とがそれぞれ2回ずつ開催され、委員の皆様から幅広く多様なご意見をいただいていたところでした。

9月18日に開催されました第2回目の当部会におきましては、基本計画見直しの中間案としてすべて文章のみで構成されております現計画の見直し版について、資料としてお示しいたしました。しかし、文章のみの構成では理解しにくい面もありますことから、見直し後の基本計画につきましてはできるだけ見やすく理解しやすい形で整理することといたしました。この体裁を改めました中間案につきましては、10月22日に開催されました第2回目の審議会前にあらかじめ当部会の委員の皆様にお送りするとともに、審議会にも資料としてご提示し、ご意見をいただいたところでした。

次に、外部からの意見聴取経過についてですが、10月22日から11月17日まで県のホームページ上で基本計画見直しの中間案に対する県民の皆様からのご意見、いわゆるパブリックコメントの募集を行い、気仙沼、石巻、塩釜の県合同庁舎内にも意見募集についての案内を掲示しました。

さらに、11月11日にJFみやぎをはじめ、産地、消費地市場などの水産関係業界の皆様を対象にした説明会を開催し、さまざまなご意見をいただきました。

本日は第3回目、最終の部会ということになりますが、これまでの審議会並びに部会で委員の皆様からいただきましたご意見とパブリックコメントや関係業界の皆様からのご意見も踏まえましての最終案という形で、この後ご説明させていただきます。なお、10月22日の審議会における説明と重複する箇所が多いかと思いますが、審議회를欠

席された委員の方もおいでですし、体裁を改めた計画案の専門委員の皆様に対する説明は今回初めてとなりますので、ご了解願えればと思います。

それでは、はじめに資料1-1をご覧ください。

資料1-1の一番左側の列には、「みやぎ海とさかなの県民条例」第8条に定めてあります主要な方策6項目に対応した現在の基本計画の施策の柱6項目と、柱ごとの施策項目を掲げております。現在の基本計画の施策体系ということになります。

その隣、真ん中の列には、7月28日に開催されました第1回目の部会において素案としてご提示いたしました、今後新たに追加すべき、あるいは強化すべきと思われる施策項目について掲げてあります。一番最初にお示しした見直しのたたき台ということになります。

そして、一番右側の列にはこれまでの審議会と部会において委員の皆様からいただいたご意見を要約したものを、基本計画の施策の柱6項目とおおむね対応させた形で振り分けて整理し、さらに、それらのご意見を見直し後の新たな施策体系のどこに区分し、反映させているかを併せて示しました。

委員の皆様からいただいたご意見のうち、第1回目の審議会と部会の分につきましては前回ご紹介いたしましたので、ここでは9月18日の第2回目の部会と10月22日の第2回の審議会でもいただいた主なご意見について簡単にご紹介したいと思います。資料中、下線を付してある意見が新たに追加された意見ということになります。

はじめに、「持続的な資源管理と漁業生産」の関係では、魚や海藻を海から取り出すことは海の汚染を浄化することになり、水産業の発展は、結果的には海洋環境、ひいては地球環境保全につながるということ、このことは当部会として一番最初に発信すべき命題ではないかとのご意見や、世界第6位という広大な200海里水域を持つ我が国の立地条件を活かして、海の生産力を表層だけでなく湧昇流を人工的に起こすなどで多層的に活用すべきであり、その先導的な取組を県として検討してはどうかなどのご意見をいただきました。水産業の発展が海洋環境保全につながるのご意見は、水産業が有する多面的機能の中でも特に注目すべき視点でありますことから、見直し後の基本計画の一番はじめに文言として盛り込むことといたしました。

次の「安定収入を得るための経営戦略の推進」の関係では、輪島塗の商品が木地を作

る人、磨く人、漆をつける人など、個々の役割の連携のもとに商品ができる事例を取り上げ、水産加工業にあっても同じように地域で個々の企業が得意部門を活かした連携体制を組むことにより、大消費地の需要に対応した売れる製品づくりができるのではないかとのご意見をいただきました。水産加工業は冷凍、切り身、塩蔵、ねり製品などさまざまな業態がある中で、これまでともすれば同じ地域にあっても互いに情報を出さないなどの傾向にありましたが、流通のグローバル化に伴い地域での連携を強化し、より個性的で魅力的な商品を発信していくと求められております。このため、県が進めております水産加工業振興プロジェクトでは、石巻・女川、気仙沼、塩釜の3地区に地域検討会を設置し、地域での連携による製品づくりなどについても検討を進めているところです。

次の「水産業を担う人材の育成」の関係では、今回の見直し計画案からは明るい将来が見えにくく、夢を感じ取りにくいので、もう少し明るい表現や成功事例の紹介などもあっていいのではないかとのご意見や、水産業の活性化のためには、漁業者に一番近い組織体であるJFみやぎの活性化が第一に必要であり、その上で、計画実現に向けた主体的な役割を担うべきとのご意見、さらには、宮城の水産業の魅力を子供たちに繰り返し伝えていくことが必要などのご意見をいただきました。

計画をもう少し明るくのご意見につきましては、計画の中で説明している漁業生産や就業者の現状、目標値の設定などがいずれも右肩下がりとなっていることなども影響してのことと思われましたので、見直し後の基本計画では、一番はじめに「私たちが目指すもの」として前向きな方向性を掲げるとともに、宮城の水産業の優位性を示す具体的なデータなども盛り込むこととしました。

次の「みやぎブランドの確立・発信」の関係では、魚種の豊富さを活かし、おいしさを前面に出したブランド化や、例えば「食材王国みやぎの新鮮安心いちば」などの名称で、アンテナショップではなく実際の販売所を東京に開設してはどうか、また、「宮城・仙台づけ丼」として、だし醤油だけではなく仙台味噌も使った宮城の海と陸のコラボによる名産品を是非実現して欲しいなどのご意見や、水産業振興は産業振興であり、一義的にはものがちゃんと売れることで生活や経済活動が回っていくことから、計画の中に販売戦略を切り口とした施策展開の柱があってもいいのではないかとのご意見、さら

には、味、食感、加工法、機能性成分などについて、何がどう良いのかの科学的な根拠を持ったブランド化を進めるべきとのご意見や、良いものをつくれれば売れる時代ではなくなったので、サービス業の基本を他の産業、例えば産直については農業などから学んでいくとのご意見など、引き続き多くの意見をいただきました。販売戦略を切り口とした施策展開につきましては、業界を含めた中での検討が必要と思われるので、今後、養殖振興プランの策定を進める中で対応してまいりたいと考えております。

次の「食育の推進」の関係では、水産業を自然産業として位置づけ、精神性や心情的な喜びの価値にも配慮すべきとのご意見や、調理師を対象とした地場産の魚についての研修をとのご意見、また、子供たちが参加できる体験型メニューへの取組をとのご意見もいただきました。さらに、大手量販店の主導による現在の流通形態への対抗軸として、既存の小売業すなわち町の魚屋さんの生き残りへの支援や、魚屋さんの対面販売による賢い消費者の育成が必要とのご意見や、子供時代の食の体験、記憶が大人になってからも大きく影響することから、給食の中で子供たちに四季ごとにメリハリのある魚を、なぜ今が旬なのかなどをきちんと説明しながら食べさせることで食文化を次の世代にもつなげられるのではないかとのご意見、さらには、家庭での子供に対する食事、特に朝食の重要性について、小さい子供を持つ母親への啓蒙が必要など、この食育の関係でも多くのご意見をいただきました。

以上、ご紹介いたしましたように、第2回目の部会と審議会におきましても、委員の皆様からは幅広く多様なご意見をいただいております。

これらのご意見につきましては、現計画の中に同じ内容や主旨の記載がなされている場合にはそこに包含されるものと判断し、類似の記載がない場合には新たに施策項目を起こしたり、現計画の施策項目の中に文言として追加修正するなどにより、見直し後の計画へできる限り反映させるという形で作業を進めてまいりました。

次に、資料1-2をご覧ください。

第1回目の部会で素案としてお示ししました、今後新たに追加すべきあるいは強化すべき施策と、ただいまご紹介いたしましたような委員の皆様からのご意見を踏まえ、今回最終案として整理した新たな施策の展開（案）を示したのが資料1-2になります。

資料の真ん中の列、緑色に塗ってあります6本の柱立て、「みやぎ海とさかなの県民

条例」第8条に定める主要な方策6項目に対応したものでありますことから、現計画を踏襲しておりますが、それぞれの標題のフレーズにつきましては、これまでの見直し内容を踏まえて新たなフレーズとしたり、一部修正を加えてあります。

また、6本に柱にぶら下がる施策項目につきましては、新たに追加した項目を黄色に、今後強化すべき項目を水色に塗ってあります。また、資料の一番右側の列には、6本の柱ごとに今回の見直しの背景などについての説明を記載してあります。

この新たな施策の展開（案）につきましては、後程改めて施策の柱ごとに内容についてご説明したいと思います。なお、資料1-1と1-2につきましては、今回の見直しの経過を要約するものでもありますことから、最終的には基本計画の冊子の中に綴じ込んで整理する形にしたいと考えております。

次に資料の2をご覧ください。

先程もご説明いたしましたように、9月18日に開催されました第2回目の当部会の際には、現在の基本計画そのものについて一部修正したものを資料としてお配りいたしました。しかし、現計画はすべて文章のみで構成されておりますので、なかなか理解しにくい面がありましたことから、今回の見直しの基本計画としてできるだけ見やすく理解しやすい形に整理してみたものが資料2であります。

表紙をめくっていただきますと左側に目次がございます。基本的には現計画とおおむね同じ構成となっておりますが、これまでの審議会と部会でのご意見を踏まえまして随所で文言の追加と修正を加えております。また、目次の一番初めには「私たちが目指すもの」として、見直し後の基本計画に基づく施策展開の方向を平易な文章で解説し、目次の4の計画の目標のところでは、6項目の目標値の説明の後に目標値と平成18年の現況値との比較について追加しました。また、5の施策の展開のところでは、施策の柱6項目ごとの説明の後に、今回見直しを踏まえて整理した「今後の重点施策」6課題についても追加いたしました。

1ページから2ページ目には「私たちが目指すもの」として、水産業振興の理念とともに、水産業の発展が海洋環境の保全につながることを明記し、その後に見直し後の基本計画に基づいて進めようとする施策の展開6項目について、分かりやすく前向きな文章で解説し、あわせて、宮城の水産業の優位性を示す漁業や養殖業、水産加工業などに

ついでに図表やデータを掲載しました。

3 ページ目には、「1. 計画策定の考え方」として、今回の見直しの趣旨と目的、計画の位置づけ、4 ページ目にまいりまして計画策定の方法、計画の期間、また、その下には本計画策定の根拠となっております「みやぎ海とさかなの県民条例」の3つの基本理念と6つの主要な方策について記載してあります。

5 ページ目からは「2. 水産業に関する現状と課題」の説明となっております、7 ページ目までは全国の漁業生産、水産物の輸出と輸入、水産加工業の現状、課題について記載してあり、8 ページ目からが本県における水産業の現状と課題の説明となっております。

本県の現状と課題につきましては、8 ページで全体で概況を説明し、10 ページから14 ページまでに漁業生産状況として遠洋、沖合、沿岸、海面養殖と、それぞれ漁業部門ごとの生産状況について説明してあります。さらに、15 ページには本県の水産加工業について、16 ページには漁業経営体数と漁業就業者数について、17 ページは水産物の流通と消費について、それぞれ現状と課題についての説明が記載してあります。

なお、業界への説明会の際に、産地魚市場関係者から、魚市場の水揚げ機能の強化策や加工流通を含めた振興策を検討する上でも、魚市場や仙台市中央卸売市場のデータ整理も必要ではないかのご意見をいただきましたことから、本日の部会には間に合いませんでしたが、産地及び消費地市場のデータにつきましても最終の審議会までに、ここにまとめて整理したいと考えております。

18 ページから20 ページには、「3. 水産業の振興に関する基本的な方針」について記載してあります。18 ページと19 ページには施策推進の基本的な考え方と施策展開の基本方針8項目について、20 ページには施策展開に当たっての役割として、県だけでなく水産業者さらには県民が県民条例に定めるところのそれぞれの役割を担い、計画に基づく施策を展開し、水産業の振興に努めることが説明されております。

21 ページからは、「4. 計画の目標」として24 ページまで基本計画で掲げております漁業生産量など、6項目の目標値についての説明となります。このうち今回の見直しでは、24 ページでございます(6)水産加工業の製造品出荷額について、平成19年3月に策定されました県の将来ビジョンで掲げております目標値との整合を図るた

め、目標数値を3,090億円に変更したいと考えております。

25ページと26ページには、6項目の目標値と平成18年の現況値とを比較するためのグラフを載せてございます。漁業生産量、生産額、漁業経営体数、漁業就業者数については全漁業部門合計のグラフを、26ページの中ほど、一経営体当たりの生産額については遠洋、沖合などの漁業部門ごとのグラフを載せてあります。平成18年現在では遠洋漁業を除き、ほぼ目標値に近い形で推移している状況であります。

27ページ目からは「5. 施策の展開」の説明となります。27ページには今回の見直しによる新たな施策の柱6項目について記載してあり、28ページ目以降は柱ごとに見開きで、左側のページには現在の課題及び課題解決に向けた主な取組を上半分に、下半分にはその柱にぶら下がるイ、ロ、ハなど施策項目とその説明を、そして右側のページには同じくイ、ロ、ハなどの施策項目ごとに箱囲みにして、より具体的な施策展開の内容を箇条書きで記載してあります。

28ページ目からを見ていただきながら、施策の柱6項目ごとの内容について簡単にご説明したいと思います。

まず、28、29ページ、1番目の柱につきましては、現計画の「量から質へ、健全な資源と環境づくり」から、今回の最終案といたしましては「量から質へ、持続的な資源利用と環境との調和」に一部修正いたしました。水産資源は永続的に再生可能な資源ですが、近年は総じて資源水準が低下している状況にあります。県では現在マコガレイとマアナゴについての資源回復計画を策定し、業界と連携しながら資源の回復と管理を進めることとしております。これらの取組は、今後他の魚種についても順次必要な状況にありますことから、施策項目のイには「資源の回復と管理体制の強化」を新たに盛り込みました。また、韓国からの種苗導入によると思われる養殖ホヤの新たな疾病などが問題化していることを踏まえ、施策項目のロには「防疫対策の強化」も盛り込みました。

次に30、31ページをご覧ください。2番目の柱につきましては、現計画の「消費者の視点に立った安全・安心な生産・供給体制の確立」と同じフレーズとしました。中国産冷凍食品への農薬混入問題などから、食品の安全・安心に対する消費者の要求が更に高まる情勢下にあります。一方、水産物の生産から加工、流通、販売、消費に至るルートは複雑、多岐に渡っており、今後はこれら生産から消費まで一貫した衛生管理シス

テムの構築などが必要な状況にありますことから、施策項目のイに「生産から加工・流通にいたる」との文言を追加し強化することといたしました。また、国際的な食糧危機が指摘される中であって、安全・安心な地元産の水産物を安定的に消費者に提供していくため、食料自給率向上に向けた取組も求められる状況にありますことから、施策項目のハの中に食料自給率向上に向けた取組の推進も追加いたしました。

次に32、33ページをご覧ください。3番目の柱につきましては、現計画の「高い意欲と能力のある人材育成と経営体のレベルアップ」から、「情勢の変化に対応できる強い体質の人材と経営体の育成」で新たにフレーズを起こしました。漁業就業者の減少と高齢化が続く中で、資源水準の低下や燃油価格の高騰など、経営環境は相当厳しい状況にあり、このような情勢の変化に的確に対応し、これまでの量で稼ぐ体質から、収支を意識した効率的な漁業経営の在り方へ転換していく必要があります。このため、施策項目イの「効率的で安定的な経営体の育成・強化」をさらに推進することとし、既にスタートしております漁船漁業構造改革プロジェクトにおける効率的な操業や生産物の付加価値向上などについて、今後、取組を加速していくこととしました。

次に、34、35ページをご覧ください。4番目の柱につきましては、現計画の「地域に根ざした水産業の競争力の強化とみやぎブランドづくり」から、「みやぎブランドの発信による水産みやぎの活力強化」へと、この柱につきましても新たにフレーズを起こしました。これまでの審議会や部会におきましても、委員の皆様からは、宮城の水産業はその生産量の大きさや水揚げされる魚種の豊富さ、すぐれた水産加工品の数々など、もっと外部に向けて発信すべきであるとのご意見をいただいたところです。したがって、それらの持てる状況を十分に活かして製品開発や販売の促進をさらに強化するとともに、これまで、ともすれば生産、加工、流通、販売、それぞれ個別に検討されてきた振興策を地域としての有機的なつながりの中で検討し、より効果的な施策を進めていくため、新たな施策項目として、ニに「生産から消費までの一体的振興による県内水産地域の活力強化」を掲げました。

目標値のところでも若干触れましたが、昨年3月に策定された「宮城の将来ビジョン」では、富県宮城の実現、県内総生産10兆円達成を目指しており、その一環として、水産加工業につきましても出荷額の2割アップを目標として、昨年度から「水産加工業振

興プロジェクト」を推進しているところであります。今後は、そのプロジェクトも含め、地域一帯となった生産から消費までの一体的な取組を支援し、水産地域の活性化を図ることとしております。

次に36、37ページをご覧ください。5番目の柱につきましては、現計画の「水産業に関する県民理解の促進と地域環境の整備」から「県民とともに次世代へつなぐ豊饒な海づくり」へと、この柱につきましても新たなフレーズを起こしました。本県は豊かな海と資源に恵まれ、これを漁業者のみでなく県民の貴重な共有の財産として後世へ伝えていく必要があります。県民とともに海を守り育て、その豊かさを享受するとの視点から、施策項目のホとして「県民一体となった海洋環境の保全」を新たに追加し、また、施策項目のニでは現計画の「都市や農山村との交流促進」から「県民と漁業者との交流促進」へと、より県民全体を意識した施策項目としました。また、例えば本県には142の漁港があり、全国で一番漁港の密度が高い県であります。それぞれの漁村には個性豊かな浜料理があり、それらもまた、後世に伝えるべき貴重な財産であります。これらを次代を担う子供たちに伝えていくことがやはり地産地消であり、魚食普及であり、食育につながるものと考えられますことから、それらの観点を含め、施策項目のイには地産地消の文言を追加し、強化することとしました。

また、水産業振興は産業としての収益性だけでなく、漁業地域が有する歴史や文化の継承などもあわせて進めていくべきとの観点から、施策項目のハは「快適で住みよい地域と環境の整備」と一部表現を変更し、漁港における防災施設などのハード整備に加え、漁業地域が有する固有の風土や文化の次世代への継承など、ソフト的な面での取組についても追加しました。

次に38、39ページをご覧ください。最後の6番目の柱につきましては、現計画どおり「国への働きかけ」としました。最近の燃油価格の高騰を踏まえ、施策項目のホとして「燃油価格高騰に関する対策について」を追加しております。

以上、基本計画に掲げる施策の柱6項目の内容につきまして、今回の見直し内容や追加修正箇所なども含めてご説明いたしました。

次に40、41ページをご覧ください。今回の基本計画の見直しに当たっては、次の三つの視点で見直すこととしました。一つには水産業をめぐる情勢の大きな変化への対

応、二つには現計画に基づくこれまでの取組に対する評価への対応、そして三つ目として他の関連する振興計画等との整合の3点であります。この三つの視点から見直した素案を当部会にご提示し、これまで2回にわたってご議論いただきました。そして、そこでのご意見等を踏まえまして、現計画の施策の柱や施策項目などについて見直しを加えてきました。

しかしながら、現計画に沿った見直しのみでは、今後計画全体の更新を迎える5年後までに、何に重点を置いて施策を展開していくのかがわかりにくいことから、見直しとあわせて今後重点的に取り組む課題も整理する必要があるのではないかとのご指摘もいただきました。そこで、これまでの審議会と部会でいただいたご意見を踏まえまして、基本計画の施策の柱6項目のくくりにこだわることなく、別途「今後の重点施策」として整理したものが40、41ページにお示しした六つの取組課題であります。1から6までの数字を振ってはありますが、順番には特に優先度などの意味は持たせておりません。

ここで資料3をご覧ください。今申しあげました今後の重点施策6課題について、より具体的に施策内容を整理したものがこの資料3となります。1枚目、A4の紙をめくっていただきまして、重点施策の1番目としては「養殖振興への取組《私たちが作る新鮮で美味しい水産物を食卓へ》」を挙げました。

本県の養殖業は全国1位、2位の生産量を誇り、さらに生産量が1万トンを超える品種がノリ、カキ、ワカメ、ホタテガイ、ギンザケ、加えてホヤもそれに近い生産を上げているなど、他県にはない多様性も持ち合わせています。このような優位性を活かし、さらなる養殖振興を目指して、四つの視点から取組を進めようとするものであります。

左上、「ブランド化の推進」につきましては、例えば宮城県のカキは広島県に次いで全国第2位を生産量を上げ、さらに養殖海域が清浄なことから、ほとんどが生食用として全国に出荷され、生食用ブランドとして定着しております。また、全国生産のほぼ100%を占めるギンザケは、養殖技術の改良などにより近年著しく品質が向上し、「伊達のぎん」や「金華ギン」などブランド化の取組も進められています。これらの豊富な養殖産物について、養殖技術の改善などによりさらなる品質の向上を図り、審議会でもご提言いただいた根拠あるブランド化を進めようとするものです。左下、「漁場特性と

環境保全を考慮した生産体制」につきましては、持続的な養殖生産のため、生産者による漁場環境のモニタリングなど、漁場利用計画に基づく自主的な生産管理を進めるほか、養殖品目ごとの生産目標や品質管理、販売戦略などの指針となる「養殖振興プラン」の策定を進めることとしました。谷口部会長からは、基本計画の中に養殖品目ごとの目標を設定すべきとのお話をいただいておりますが、JFみやぎをはじめとした関係業界を含めた議論が必要でもありますことから、別途養殖業に係る具体的な振興策を検討することとしました。また、地球温暖化に伴う海況変動なども視野に置いた新たな養殖品目や優良品種の開発も進めることとしました。右上、「安全・安心な養殖生産物の供給」につきましては、養殖生産の安定性を阻害している貝毒やノロウイルスについての対策を引き続き進めるとともに、近年ホヤに見られている新たな疾病などについても研究を進め、生産の安定化を図ろうとするものです。

右下、「経営基盤の強化」につきましては、カキ処理場やカキの浄化施設、ノリの共同加工施設など、養殖生産を支える施設整備等を引き続き進めるほか、経営の安定強化を目指した協業化なども進めることとしました。

次のページをご覧ください。重点施策の2番目には「資源管理への取組《資源を守り、経営の健全化と食糧供給安定化を目指して》」を挙げました。

水産業を安定的に持続していくには、科学的な根拠に基づく資源の合理的かつ持続的利用体制の構築が基本となります。本県沖合は世界三大漁場と評される三陸漁場が広がり、また、牡鹿半島を境に北はリアス式海岸によりいくつもの静穏な湾に恵まれ、また、半島から南は広大な仙台湾が広がり、そこには北上川や阿武隈川など大川が流入し、マグロやイワシ、サバはもとよりミンククジラも回遊する豊かな漁場が形成されております。このような恵まれた漁業環境を活かし、資源の持続的な利用を目指して四つの視点から取組を進めようとするものであります。

左上、「持続的な資源の利用」につきましては、研究機関による資源及び漁場環境の調査研究をさらに推進し、科学的な根拠に基づく資源管理の実践をこれまで以上に進めようとするものです。左下、「秩序ある海面の利用」につきましては、資源管理の取組を阻害する違法操業の取締の強化や、異なる漁業種間、さらには遊漁者も含めた操業ルールづくりを進め、秩序ある操業体制を構築するものであります。右上、「資源管理型

漁業のさらなる推進」につきましては、現在仙台湾で取り組まれているマコガレイ産卵親魚の保護を目的とした保護区域の設定、右下に保護区域の位置を示した図が掲げてありますが、この保護区域の設定や、標識放流による親魚の移動や成長調査など、漁業者の自主的な資源管理の取組を進めようとするものであります。また、右中ほどの「栽培漁業の推進」につきましては、県の「第5次栽培漁業基本計画」に基づき、アワビをはじめヒラメやホシガレイの種苗生産・放流による資源添加を行い、資源の安定と漁獲の向上を目指そうとするものであります。

次のページをご覧ください。重点施策の3番目には「水産地域の活性化への取組《生産から消費に向けた持続的な産業振興のために》」を挙げました。石巻、気仙沼、塩釜など水産業を核とした地域においては、魚市場に水揚げされる魚介類を中心にさまざまな業種が生産・加工・販売等の活動を展開し、地域の産業を支えています。県による水産業振興の施策は、これまでともすれば漁業生産、魚市場、水産加工業といった個々の部門のみを捉えて支援する形で進められてきており、地域全体を一体的にとらえた振興策、支援策の検討はあまりありませんでした。

そのため、左上、「漁船漁業生産対策」として国が平成19年度から取組を開始した「漁船漁業構造改革プロジェクト」の推進や、右上、「魚市場水揚げ強化体策」として石巻、気仙沼、塩釜の特定第三種漁港を主な対象とした魚市場の水揚げ機能強化対策の推進、また、左下、「水産加工業生産強化対策」として、県が県内225社の企業訪問による現状把握や課題の抽出から着手した「水産加工業振興プロジェクト」の推進、さらには右下「水産物販売強化対策」として、さまざまな既存の事業などを活用した販売拡大の支援といった四つの視点、切り口からの支援策を総合的に展開することにより、水産地域としての活力強化を目指そうとするものであります。支援策の検討に当たっては、発展税の導入も視野に置きながら、3地区それぞれに市役所、生産から加工流通を含めた水産業界、商工会議所などからなる検討組織を立ち上げてもらい、地域の有機的な連携による振興策の検討を進めてもらっているところです。

次のページをご覧ください。重点施策の4番目は「担い手の確保・育成への取組《次代を担い、水産業を推進する若い力を育てる》」を挙げました。

水産業の将来を担う担い手の確保・育成は、食料産業としての水産業を維持、存続し

ていく上での基本的な課題であり、今後も食育や食文化の継承ともあわせながら、四つの視点から取組を進めようとするものであります。

左上、「将来の水産業を担う人材の確保」につきましては、小中学生から高校、大学生まで、次の世代に対しての水産業への理解を深める取組を推進するとともに、漁業就業促進フェアなどを活用しながら、本県水産業への新たな開業を推進しようとするものであります。

左下、「漁協等の健全な運営」につきましては、生産者の経営を支える基盤としてのJFみやぎをはじめとした漁協経営の健全性確保などについて指導を強化していこうとするものであります。

右上、「健全な経営体の育成と漁業経営の安定化」のうち、漁業後継者・就業者の育成・指導につきましては、沿岸漁業及び養殖業について、県の普及指導員や漁業士とも連携して、青年漁業者や女性漁業者の指導・育成を進めるとともに、遠洋・沖合漁業については、緊急を要する遠洋まぐろはえ縄漁業などの幹部船員の確保対策について国へ働きかけるとともに、海技士資格を取得しやすい環境づくりについて検討していくこととしました。また、右下、「漁業経営の安定化」につきましては、収益性を意識した漁家経営を推進するため、漁協などと連携して経営改善計画策定のための指導を強化していこうとするものであります。

次のページをご覧ください。重点施策の5番目は「食育推進への取組《県民と一体となった食育への取組を目指して》」を挙げました。

今後は産業としての水産業振興のみでなく、県民の食生活の向上や次世代の地域文化の継承といった観点からもその取組は大きな意味を持つものであり、広く県民と連携して取組を推進しようとするものであります。

取組の視点として、左上「地域との連携」につきましては、食育推進ボランティアや食育コーディネーターとの連携、左下「学校との連携」につきましては、次代を担う子供たちを中心に、学校給食や体験学習などを通じて地元の生産物や水産業への理解を深めてもらう取組をそれぞれ進めようとするものです。また、右上「伝統的な食文化の継承」では、個性豊かな各浜の伝統料理や歴史ある鯨の食文化などについて、漁協女性部などとも連携してこれらの普及、継承についての取組を進めようとするものです。さら

に、右下には「水産業の理解促進」として、食育の視点から水産業を理解してもらうための取組を推進することを掲げました。

委員の皆様からも食育に関連したご意見を多数いただきましたが、非常に幅広く深いテーマでもあり、なかなか具体的な盛り込みができなかったというのが正直なところでもあります。今後、関係部局とも連携を図りながら、より具体的な施策展開に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

次のページをご覧ください。

重点施策の6番目、最後は「環境への取組《豊饒な海を県民と共に守り次世代へ引き継ぐ》」を挙げました。

生物の再生産機能に依存する自然産業としての水産業を維持していく上で、環境保全は資源管理との両輪の位置にある取組であり、海洋資源はもとより海そのものが県民共有の財産であるとの観点から、その保全についても県民との連携の下に進めていこうとするものであります。

左上「地域や学校との連携」につきましては、県民の皆様や子供たちに海の環境を守ることの重要性を、出前講座などを通じて積極的に伝えていこうとするものです。左下「砂浜域の保全」。右上「沿岸域の保全」、右下「岩礁域の保全」につきましては、それぞれのエリアごとに取組方向を整理しました。砂浜域は漁業関係者の生産の場であるとともに、私たち県民に憩いと安らぎを与えてくれるかけがえのない場所でもありますことから、県民や子供たちも含めた海浜清掃などの取組を進め、海の環境を守ることの大切さを伝えていこうとするものです。また、沿岸域や岩礁域の保全につきましては、研究機関による環境のモニタリングはもとより、漁業者自らによる海底清掃や海底耕耘、さらには浚渫等による漁場環境の改善を進めると共に、磯焼けや海中林の再生にも、大学などの研究成果を活用しながら対策を検討していくこととしました。

谷口部会長の研究室では長年に渡り磯焼け対策に取り組まれており、各地で回復に向けた実証事業に取り組まれております。これらの先進事例を参考にさせていただきながら、豊饒なみやぎの海を目指そうとするものであります。

以上、見直しの基本計画に盛り込む今後の重点施策についてご説明いたしました。

なお、この資料3にきましても、今後A4版に縮小して資料2の基本計画の冊子の中

に綴じ込んで整理したいとと考えております。また、最終仕上がりまでには、基本計画の表紙の次に知事、その次に四ツ柳会長と谷口部会長のごあいさつを掲載させていただき、最終の形にしたいと考えております。

少々長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

○谷口部会長 どうもありがとうございました。

それでは議事に入りますが、その前に、伊東部長がお見えになっていますのでごあいさつをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○伊東部長 遅れまして申しわけございませんでした。

今回第3回目、部会としては最終の審議を今日行っていただきます。これまでもこの中間案につきましては、パブリックコメントなり議会の産経委員会に対する報告等を行っておりまして、さまざまなご提案等もいただいております。本日は当部会の最終ということですが、本日ご意見をいただいた点につきまして、なお修正、追加いたしまして、12月の本審議会の方に提案したいと思っております。

現在の計画が文章だけの形になっておる中で、今回事務方に相当工夫していただきまして、手づくりでございますが、いろいろグラフとか表とか絵とか入れておりますので、一般県民の方にとってはかなり見やすいものになったのかなと考えております。

本日も忌憚のないご意見をよろしくお願いします。

○谷口部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありました基本計画の見直しについて、ご質問やご意見を伺いたいと思います。どこからでも結構ですから。

今日が最終で、これからきょうの議論をベースにして実際にこの基本計画が具体化されていくということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田委員 今までなかなか日程が合わなくて部会に出られなかったものですから、今さら何を言うと叱られるかもしれないですけども、部長さんが忌憚のない意見ということで、言いやすいなと思っております。

水産業というのは資源のところと、それから水産という言葉で大体言い尽くされていますが、漁業のところと水産のところと流通マーケットを含めて大変複雑だという理解はしているつもりです。そういう中で、行政方についても大変、プロがやらなければな

かなか進められない、課題を明確化できないというのはそのとおりだと思っておりますが、この基本計画、資料2が基本計画のドラフトだというふうに理解をすれば、一体この計画は誰のために、何のために作ったかというのがほとんど理解できません。もうちょっと言いますと、大変に整理をされたのかどうかと、ここが疑問ですね。

最初の方から行きますと、まずこの「目指すべきもの」、これ6点ありますね。目指すべきものって一体どういう位置づけなんだろうということで、今お話を伺っていると、施策展開の方向なんだというふうに言っているんですが、今度施策のところへいきますと、また違う雰囲気……。その前にこれは4ページにまたこの理念と主要な方策という言葉がありますね。これも6つで整理してありますが、これはまた最初のところは違います。それと、次のところ、課題のところ、現状と課題の分析が、これは既存の生産体制に則したこういう整理をしてありますね。ここでまた考えがズタッと軸を変えられます。今度は18ページに行きますと、基本的な方針というふうに出てきて、方針がここは8つなんです。これが一体今までのどういうつながりがあったかというのがほとんど理解できないでいると、20ページにまた整理してあるかなと思われるところがちょっとあって。その後今度は、多分ここが県としては1番整理をしたところなんだと思いますが、5番目の施策の展開。これが6つほどですね。これは今までの計画をリファインしたという、こういう内容で整理いただいています。その後になると、今度はまたまた重点施策が出てくるんですが、重点といたってやっぱりこれ6つに整理してあって、どこが重点なのかというのがほとんど理解できないんですね。

要するに、基本的な方向性だとか方針だとかというふうに言っているんですけども、その方針に基づいてどんなツールで、どんな具体的な施策だとか事業をという、この一連の背景とストーリーが全く見えません。これでは、私は多分、せっかくこれを出していただいても何のことも県民にはほとんど理解できないんじゃないかと。ころころころころと軸が変わるといって、言葉が変わって内容も少しずつ変わっていく。そういうことの整理がやっぱりもう一段階、本委員会、親委員会の頃までには手直しが必要かなというふうに思います。

これは大きなフレームのところですので。私はちょっとこの素人的にというか、私どもと似たような分野、内容ですからちょっと気になるんですけども、特にやっぱり

それを強く感じます。ある背景、ストーリーが見えないということですね。具体的には何をこの5年間でやるんだと、これがほとんど見えない。

それともう一つ言わせていただくと、アウトプットは今や当たり前です。やっぱりアウトカムレベルできちっと目標と、これを実現するというものが明確化しているかですね。これがやっぱり見えないですね。そう思いました。

今の段階になって大変申しわけないのですけれども、やっぱり表に出すときにはもう一段階整理が必要だと思います。細かいことはまだあります。

○谷口部会長 大変重大なご意見ですので、これについていかがですか。全面的に見直しが必要だということ。

○岡田委員 このマトリクスを上手に作っていただければ、こういうふうに書こうというのが出てくると……。

○文谷課長 多分、わかりにくい原因の一つは、条例とこの計画との関係。主要な方策がまず条例で規定しているんですけれども、それに基づいて基本計画の施策の展開というのも6項目で組み立てしているんですね。これ、実は基本計画、文字からこういう形に変えただけで、基本計画そのものの構成は前からのものを見直すという形でやっていますので、その条例の主要方策6項目と基本計画で掲げる施策の展開6項目というのは、基本的に変えない形で今整理してきたということなんです。ですから、その上で最終的に6課題だけ抽出して重点施策を引き出したということで、それが混在しているのでわかりにくいということ。あと基本方針、18、19ページの。これは、実は私たちもあまりこれに触れないできています。現計画にこういう形で掲げてはありますけれども、正直ここで私がこう言うてはいけないのしょうけれども、あまりこれ自体はこれまで使ってきていないとか、触れてきていないことだったんですが、現計画にこういう形で整理してありますので、とりあえず除くわけにできなかったということで入れてあります。

一番おっしゃりたい、その具体的に何をやるのかということですね。私たちもそういう気持ちはもちろん持っていますけれども、あくまでこれ自体は基本的な方向性を示す計画ということ。今のご質問なりご意見に答えるとすれば、もう一步踏み込んで予算の裏づけ等も含めた具体的な行動計画のようなものを別途作っていかないと、多分お

答えにはならないだろうというふうに思います。ですから、この計画だけ見てもそういうことを理解することが難しいのはわかりますが、そういう性格のものでないというか、そういう認識でこれまでやってきていましたので、もう一步踏み込んで具体の施策ということになってくると、よほど来年度以降、具体的に踏み込んで予算も含めた形で整理しなおす必要があります。ちょっとそれを今全体的に整理し直すというのは少し難しいかなと私は思っています。

○岡田委員 私が最も言いたいのは逆です。要するに書き込み過ぎだということです。

例えば3ページには、この計画は施策の方針なんだと、方針であり方向性を掲げるんだという、そういうふうに言っているわけですから。それをずばっと言えばいいわけです。そして別冊ないしは次のこの具体的な施策、例えば地域性なり、地元の需要に合った、ニーズに合った、それはこういう形にしましたないしは重点化はこう講じましたですね。これはもう何が何だかわけがわからない。ずばっと言わせていただければ。

○谷口部会長 どうしましょう。大変重大なご指摘なんですけれども、「私たちが目指すもの」と最初に出ていて、それで水産の場合は大臣許可漁業と知事許可漁業と大きく分かれていて、さらに加工流通も含めて大変幅広い産業なんです。そういう意味では、それらをすべて網羅せざるを得ないという点で難しさが、林業と比べたら圧倒的に違うということですね。そういう点から事務局の方は大変ご苦労されたと、私としてはそう思います。

その上で、もしこれを修正するというご意見があるとすれば、具体的にご提案いただかなければいけないので、できれば次にもう一度この会議を開催して、全体の前にですね、必要があるとすれば。その辺のところから議論しなければ、ただいまの岡田委員の提案をにわかにかこの場で議論し直すということは大変難しいことだと考えます。

○岡田委員 置き方の問題ですからね。この目次を見ていただくと、普通はここでやっぱり頭にこう掲げた、どういう方法でどうやるっていう、さらっといけばいいんですけれども、これ全部ばらばらです。中身が。

○谷口部会長 だから、具体的にどこがばらばらで、どこを修正すべきかと提案していただかなければ、この部会としては議論していけない。これだけ2度にわたって議論した上でこの段階にきて、この中身は具体的にご提示したのは今回初めてですからそういう

点では問題あるかと思いますが、その辺を踏まえて1-1、1-2の資料で討議経過も説明した上でこのような中身になっていて、この部分、さらにそれに基づいて基本計画を作られた。ここにいろいろ問題があってこのように変えるべきだというご提案を具体的にいただかなければ、さっぱりわけがわからないと言われてしまっても、これは事務局が気の毒だと私は思います。

○須能委員 我々、永年水産に携わっていると、一つの常識に埋没してしまい他が見えなくなります。極端な言い方をすれば海水浴をしている人は淡水で泳いでいる人と浮力に大きな相違の存在をわからなくなっているわけですよ。

水産の、特に宮城県の特徴の一つとして、生産部門は気仙沼、石巻、塩釜が全国規模の漁港で、水揚げしてくれる船というのは主体は県外船なんですね。しかし、県内の漁業というのは沿岸の小型漁船が主体です。加工の話をする場合には、県外の船が水揚げしているものの話になっちゃうんですね。そのように非常に生産現場は多層になっているんですが、それを我々は携わっているものは自然とそれを理解しちゃっているわけです。多分、岡田先生が言われていることは、外から見た場合に、我々が何となく自然にわかってしまったものに違和感を持ち、今まさしく指摘されたんだと思うんです。

ですから、これは漁業関係者でなく広く県民の人の知恵を借りるというのであれば、そういう別な常識の人の理解が得られるシステムをどこにどう組み込むのか。まあ急に言われてすぐあだこうだとはならないでしょうけれども、我々も去年林業分野に入ったときに、水産から見ていると非常にわかりづらかったですね。山林の所有と利用の問題でいろいろありましたね。これまた農業と林業の違いも同様で、その辺の産業の育ちといいますか空気の違う分野をどれだけくみ取ってこれを含めるのか。その辺に違いがあるわけです。私は今聞いていてそういう理解をしましたがそれでよろしいでしょうか。

○岡田委員 全くその通りだと思います。だから、それが誰に向けて発信しているのかという、そこを一番最初の問うたんですね。「私たちの」という言葉が出てくるんですが、一番最初に。「私たち」とは誰かです、これが明確化されているかどうか。残念ながらない。これは行政を言っているのか、まさに県民なのか。県民であるとすれば、やっぱりこれではちょっとわかりにくいと思います。

○文谷課長 「私たち」という部分について、4 ページに条例の基本的な理念等があって、それと 20 ページに私の説明の中でもお話ししましたがけれども、県民と水産業者などと県と、3 者でもってそれぞれの役割をもとに水産業振興策を進めていくというのが、もともとの条例の基本的な理念となっております。ですから、「私たち」といえば行政だけではなくて、業界だけではなくて、県民を含めた宮城県全体の中の「私」ということで、私たちはそういう気持ちでやっています。

これは、あとから追加したものが、今お話のあった「私たちが目指すもの」ということと、あと目標値の実績との比較の部分ですね、あと一番最後にお話しした重点施策 6 項目。これを除くと、体裁は違いますけれども現計画をそのまま、要はグラフをつけて起こしたというだけのつくりなんです。ですから、そういった意味では方針があったり、施策の展開、方向、いろいろな言葉があって確かにわかりにくいのは、私たちもわかりにくいなという部分もあるんですけども、一応現計画を尊重しなくては行けませんので、その部分は一応押さえておいて、それだけではわかりにくいということで一番最後にこの残り 5 年間あと何を具体的にやっていくかという、あまり具体性はないかもしれませんが、それは項目を引き出して整理したんですけども。ただ、委員のお話だと多分それ以上の、もう少し具体性のある事業等を含めたつくりというイメージでしょうか。それだと今すぐは我々もちょっと難しいだろうから……。

○岡田委員 内容はいいですよ。

○谷口部会長 どうぞ、木村委員。

○木村委員 ここの、1 ページの「私たちが目指すもの」は、「私たち」となっている。

「たち」というのは漁業者、漁業を示しているのでは。そこの使い分けをちょっと最初から整理しないとうまくないね。

○谷口部会長 よろしいですか。前回の審議会で会長からご指摘いただいた部分ですね。資料の 1-1 の一番左側の上、「水産業そのものが環境保全に繋がる事実の発信」と。つまり水産業というのは産業として利潤を上げるだけではなくて、それそのものが実は地球環境を保全するんだ。そういう私の思想、考えで、私の研究内容そのものなんです。その部分のご提案があって、1 ページ目の「私たちは水産業が果たすべき役割と豊かな自然環境を時代に引き継ぐとともに、水産業が海洋環境を保全することを共に認識

しつつ」というところに入っていますね。前、これなかったですね。それで「健康で潤いのある県民生活を築くために取組を進めます。」ということで、この「私たち」は、まさに行政も生産者も県民も含めた「we」ですから、ここに問題はない。これは会長のご指摘に基づいて、この見直し全体の思想をここで表現している。観念を。それでそれ以降、6つの課題を非常に大きな活字でわかりやすく説明している。これが基本理念に相当する。これに基づいて、例えば漁船漁業と、遠洋漁業と沖合漁業と、それから漁業権漁業、養殖業、区画漁業、全部違う。それに関係する背景も全く違う。それらも含めてこの全体をどう作っていくのかということで、確かに、私もこれ全体まだ読んでいないから何とも言えないけれど、それほど詳しく、今岡田先生がおっしゃったような問題点はあるとは思えなかったんだけど、もし改めるとすれば、この部会として具体的にご提案いただきたいというのが、部会長としての要望です。

○早坂委員 すみません。もうちょっとで退席しなくちゃいけないので一言。

今いろいろと言われているんですけども、私から見るとそれなりによくはできているんですよ。ただ、見せ方があまりにも丁寧過ぎて、すごく親切なんです。カラーがたくさん入ったり。逆に、それが邪魔をしている部分があったりするので、レイアウトの整理をもうちょっとすると、見せ方を考えると、これは全くいいものになるんじゃないかなと思ったんですよ。ただ、もう最初の1ページあたりからカラーのグラフを出すとか、そういうことというのはもうちょっと控えていただいて、言いたいことをずばずばって言って、もうちょっと整理するともうちょっと見やすいんじゃないだろうか。飛ぶんですね、目が。途中文章が書いてあって、また表があったり。だから何となく見ると、何なんだこれはみたいに思うんですけども、内容的なものについては今までの議論を踏まえたのがきちっと押さえられていて。きっと見せ方のミスマッチなのかなと思いましたので、この辺整理なされると、かなり見やすくなるんじゃないでしょうか。

○谷口部会長 実は、これ図は減ったんです。

○早坂委員 これでも減ったんですか。ごめんさなさい。

○谷口部会長 図表を入れるというのは、理解の上で多分具体的にイメージをもっていたくために図表を入れたという、まさに早坂委員がおっしゃったように親切な思いからなんですね。これはかなり長いものですから、かつてもそうであったように縮刷版は出

す予定なんですか。これについての要約版。

○文谷課長 要約版。そうですね。具体的にはまだ考えていませんでしたけれども。必要でしょうね。

○谷口部会長 最初の「水産業振興ビジョン」から始まって、前回の計画があつて、今回も。今回まだ予定されていないようですが、必ず縮刷版を作っていますね。

○文谷課長 この間、議会の委員会のにも簡単に要約したものを使って説明してきたんですけれども、もう少し、多分それじゃなくてももう少し絵的なものでわかりやすくやる必要があると思うんですけれども。

今回この「私たちが目指すもの」について、前回の審議会の中で非常に「明るさが感じられない」というご意見をいただきまして、私たちとしては決してそういう思いはないのですけれども、何か表現を変えれば明るくなるんじゃないかと思ったのですけれども、何をどうしたらいいか、実はわからなかったんですね。それで、言葉じりをいろいろ変えたからってよくなるものでもないし、施策的にもう少しこういう明るい施策を入れて、そのできあがりまでイメージするようなことを書き込んでもいいんでしょうけれども、そんな簡単なわけにはいかないのです、それなら、宮城の優位性っていっぱいありますけれども、そういうのをちりばめることに。「言葉の表現も役所的だ」みたいなご意見をいつもいただいたりしたので、一番最初に少し平易な文章で、しかも宮城の水産業というのはこういうような優位性がいろいろあるんですよということぐらい加えれば、少しは明るくなるのかなというぐらいの気持ちですね。確かに色合いとか何か、大分出だしからそういった意味ではちょっとごちゃごちゃになってしまったという気はしますけれども、そういう思いでした。

○谷口部会長 よろしいですか。私が発言するのはあまりよくないんですけれども…。

ぜひ言いたいのは、宮城の水産はやっぱり確実に後継者もできているし、前回の予想どおり上向きになっている部分があるんです。何度も繰り返しますけれども、それは知事許可漁業なんです。漁業権漁業の範囲は確実にプラスになっているんです。それがまさに宮城の個性であり、宮城が売り出すべき中身なんですね。それは議長も含めて何度も議題にして、何度もここで提案しています。その部分、それ自身が上向きなんです。それ自身が県民の食糧として最も重要な部分なんだというところさえ書けば、その事実

そのものが明るくなる。そういう視点をですね、僕は詳しく読んでいないから、岡田先生よりきっちり読んでいないので何とも言えないんだけど、そのところを、そういう思想、その立場をやっぱり訴えるべきだと思う。非常にここは上向き、産業的にも上を向いているし、さらに将来的にはもっともっと上に行けるんだと。そのための具体的な方策として、各産業ごとに戦略目標を立てましょうというのが、まずここで宣言する中身なんですね。その具体的な中身はいろいろな関係団体があるから、いろいろ困ると。今にわかにお答えできないという話も伺っていますので、しかし、その前向きな姿勢はやはり、今あるかないかわからないけれども、まだ詳細に見ていないのですみませんけれども、前向きな方向は、もしないとすれば打ち出せる中身になっていると、私は思っています。

島田委員、あるいは木村委員、どうですか。

○島田委員 基本計画として私はこのままでいいのかなと思っています。一応基本計画ですから。実施計画はあるんですか。これに基づく養殖振興プランとか、5年間くらいの実施計画はあるんでしょうか。

○文谷課長 現計画にもアクションプランはないんですけども、ただ、重点施策を一つ上げて「養殖振興プラン」ですとか、それについては今後、具体個別にその実施計画というものを作っていくことは可能です。

○島田委員 今の重点項目について、一、二項目で結構ですから、具体的に5年間くらいで実施計画として作っていったらおもしろいかなと、私は思います。

○谷口部会長 どうもありがとうございました。

前後するようで申しわけないですけど、資料3ですね。これが取組の具体的な中身を作ろうじゃないかということで、かなり総花的にはなっているんですけども、前回の部会におきましても、各業種ごとに、魚種ごとに戦略目標を立てるようにとかなり強く要求してまして、ただ、それには漁連あるいは漁協、更に行政、研究機関を含めて具体的にどう対応したらいいかという問題があるので、にわかに出しがたいということで、この資料3ができあがってきた。そういう経緯ですね。

だから、これは多分今回初めて事務局がご苦労されて作り上げた内容だと。これを一つのたたき台にして、じゃあ例えばノリはどうするか。ノリは平均価格7円を8円に

すれば、あるいはさらに2円足せば7億円から15億円の能力がある。ワカメだったら単価150円を300円に簡単にできるステージにある。それをどのようにして実践するか。もう手にとるところにあるんですね。カキは生食ができる唯一の場所ですから、最高の優位性があって、この優位性をどうやったら更に持続し、更に商品として広島に勝てるかというところまで今考えねばならないわけだし、その辺では今事務局が大変苦勞されているし、部会長としては大変強く攻めているところなんですけれども、それをやっていかねばならないんですね。となれば、試験研究機関も本気でそれに対応した研究を行ってもらわないと困る。そこのところが、動きが鈍すぎるということは、実はアンダーグラウンドでは、実は常々攻めている。ということで、正直大変ご苦勞されているということをご伝えしたい。

○伊東部長 昨年の林業ビジョンとの関係でいいますと、実は「水産業の振興に関する基本的な計画」の前に、実は「宮城県水産振興ビジョン」というのがあったんですよ。これは平成11年なんです。それは特に戦略がなくて、林業ビジョンと同じように宮城の水産振興ビジョンを作りました。ところが、平成15年に「海とさかなの県民条例」ができて、この中でこの資料1-1の左側にあるように、この6本の柱立てで条例が組み立てられました。それと、条例の枠の中で基本計画を作りなさいということになりました。したがって、林業振興ビジョンと違いますのは、それから前の水産振興ビジョンと違いますのは、どうしてもこの条例の柱立ての中で基本計画を策定さざるを得ないというのがあります。

それで、この資料2の中間案の3ページ目にこの基本計画の考え方があるんですが、上から3行目、「この計画は水産業の振興に関する中長期的な目標、基本的な方針、総合的な計画」というふうに展開すべき施策の方向性ということで、我々水産業の施策を預かっている立場からすると、今後、先ほどお話がありました領域別の実施計画が予算要求をする場合、この基本計画に盛り込んでおかないと、財政当局が「その根拠は何だ」ということとなりますので、とりあえずすべての領域について盛り込んでおかなければいけないということで、今、岡田先生からまさにお話があったように、「さっぱりわけがわからん」というのはそういうことだと思っております。

岡田先生のご質問にお答えするのであれば、この資料1-2の新施策の展開が全領域

をカバーするように6本になっておりますが、これをもう二つにするとか一つにするという判断、決断があれば、この新基本計画は、新施策は、例えば二つなり三つ、宮城の海と水産資源を守り育てていきますということ一つを最重点にするんだとか、二つだとか。そこでその判断というか選択をするということであれば、この新基本計画での取組のプライオリティーというか、それはできるのかなと。ただ、我々事業を執行する立場からしますと、とりあえずそれぞれの領域を盛り込んでおかなければ、次の事業、予算要求、事業展開ができないだろうということで、こういうわかりにくいといいますか、非常にぼやけた形になったのかなというふうに思ったところでございます。

○谷口部会長 いかがでしょうか。

○阿部委員 この基本的な計画に関しては、県民の皆さんも対象にしているのであれば、内容的にはこういった内容でもいいのかなというふうに思います。ただ、私かまぼこ屋なので他の水産の関係のことはあまり存じ上げないんですけども、そのかまぼこ屋の立場から言えば、これはこれで県民の皆さんに配布してもいいと思うんですけども、もっと専門的な計画の部分で具体的に落とし込んでもらって、これをもっと水産の中でも専門に分かれていって、じゃあ水産加工の部分ではどういったこの現状を打破するにはどうしたらいいのかというような、その辺の計画までこの次の段階で進んでもらえるのであれば、これはもっと意義があるのかなというふうに思います。

○谷口部会長 まさにそのとおりだと思うんですね。だから、最初から振興審議会の段階から、とにかく戦略目標をつくって、おのおの業種ごと、あるいは業態ごとに何を一番やらなきゃならないのかと、その部分を前提にしなければ議論ができないということになるので、この会議でも常にそれは言っている。ただ、それを具体化するためには、やっぱり事務局のご苦勞は考えてあげるべきで、実は私が一番激しく、強硬に事務局にはそれを伝えている。まさにこの会議でも常に戦略目標を立てなさいと思うんですね。かなり具体的にいうんだったら、1年間何をどうしなさいと、どのような研究が必要か。ワカメもそうですね。ちょっと私の世界にいて申しわけないですけど。

それから海中林の造成だって、はっきり申し上げると、水産庁が出している「磯焼けガイドライン」は実にナンセンスきわまりない。非科学的な内容なだけで、北海道の漁民たちはもう「あんなもの信用できない」という段階まできているときにあれと同じよ

うな方向でいくのかとさえ考えている。そういう具体化する段階では、例えば水産庁の施策というのは大変重大ですから、どう調整していくかということですから。

それから、ノリ一つにしても、1円上げるという方向が、果たして漁連がそういう方向に向かっているのか。県の研究としてそのようなことをやろうとしているのか。そういうところからまず見直していかなくちゃいけない。大変難しい問題。

だから、それを今すぐこの展開の方向性を作る段階で出せと言っても、私は無理だと思う。酷だと思う。むしろ委員の立場からそれに対する提言をしていくという方向で、この中身を理解していく、きょう冒頭に私が提案した中身をお伝えしていく、それから阿部委員のおっしゃるとおり、加工業がどうすればさらに伸展するのか。原料が足りなくて入ってこなくて、更に値を押さえなくちゃいけないこの実態の中でね。非常にわかる。それはもう同じように事務局も痛みとして感じているんだと思うんですね。そういう意味で、この総花的とはいっても水産業というのはものすごく幅広い産業。こんな幅広い産業はないです。その幅広さを前提にしながら、先ほど部長もおっしゃったけれども、それに対して具体的にどう対応しなくちゃいけないか、全体をカバーしておかないと困るという立場で、今おのおの専門的な分野から、立場からご意見を賜りたい。

○木村委員 計画内容について、我々も参画してきて、真剣に水産宮城というものの存在感を県民にも、一緒になってやってくという計画として、私も結構だと思います。

ただ、計画が今まで我々がいろいろ協議した内容が実現に結びつかないことを書いてはうまくないというのもわかる。我々は沿岸を預かっている職員なんですが、今部会長が言われたノリ1円上げるだけでも、どうして上げるかの問題。その辺については、考え方としてはあって、漁業者と相談しながらも、今の漁業というのは古い時代と違って、いいもので金を取るのには期待なんですが、がさというか量で、量的にやって安くてもお金を取るという部分で、経費がよりかかっていく。その辺の問題を整理、ノリの場合はどうでない部分もあるし。なぜかという、きのう、おととい、宮城でノリ入札して、去年よりは3円ぐらいより平均価格アップしているんですが、おとといは千葉県で入札やっているんですが、宮城で1帖130円のノリが、500円で売れているんですよ。500円。1枚50円。だから15円の、13円か15円のノリが向こうでは50円なんです。それがどこか。なぜ同じ品物でそんな差があるのか。その辺の分析も必要だと

思うんです。やはり、要はブランドというか名前というか、その地域の名前が評価されているのか。それにやはり近づいていくためにはよほどの努力が必要だということは十分にあって。それをわかってもらうためにも、古い時代はノリというものは、磯に付いて、干満の差と太陽が当たっておいしいノリができるんだと。それで、今は竹でさすようなノリでなく、1回流せば7回も8回も刈り取って、だんだんだんだん固くなったノリを生産している。これでは消費者に喜ばれるノリではございませんよ。だから、やはりやり方があるんですよ。干満をさせる。全部でなくてもいいから、10%でも7%でもそのおいしいノリづくりを各生産組合がやってほしいと言っているんですが、「暇だれ」だから誰もやらない。これやれば絶対おいしくなる。特別入札をかけて、それだけは入札してもらおうと、さっき言った550円のノリも生まれてくるわけです。そういう発想を、今まで残ってきた考え方を一回変えないと良いものが出てこない、ここは。

○谷口部会長 個別の話をしますが、私はプロとして言わせてもらいますけれども。支柱柵だけでなく、浮き流し養殖でもいいノリはとれます。よいノリはどのような環境でとれるのか。その辺はまず研究の中身だと。さらに、よいノリというのは一体どういうものなのかということは今明らかにされつつあります。かなり科学的に。明確な根拠が今出てきます。この1年以内に出ます。

そういったことを根拠にして、宮城のノリが二級品ではなくて一級品を作れるんだと。今はまさにセブンイレブンが宣伝しているように有明のノリが最高のノリで、有明がつぶれたら宮城のノリがやっとならば、良いノリを作れることを前提にして、どこでそういうノリが作れて、浮き流しをやると二級品になっちゃうでしょう、だけど、それでもいいノリを作れる場所はある。それはこういう場所だということ、試験研究機関の方から具体的に提案してもらえばいいわけで。そうすれば生産意欲もわくし。もう一つは、生産工程では悪いノリを作らざるを得ないところが必ずあるということ。それはもう宮城だけでなくどこでもそう。ところが宮城が一番その比率が高い。じゃあ、これをどうしたらいいか。それをそのまま焼却処分してしまったらいいのか。それをもっと具体的に別の産業の原材料に持っていくことが可能ならば、そういう研究をすべきだと。そうすることによって、一つもむだの

ないノリを作ることができる。同じようなことがワカメでも言えます。

そういう努力が私は足りないと思っています、宮城県は。だから、冒頭、北海道を見ると。各漁協ごとに産直の、カラー入りで、こういう宣伝をしている。なおかつ、今全国生協連とタイアップしている北海道漁連がそうです。頭が下がります。そういうような努力を、やはりもっと積極的にしていくべきだと。だから、水産の行政も、今の事務局だけの問題ではなくて、漁連も、それから大学もそれこそ産学官一体となっておのこの魚種ごとの戦略目標をきっちりする。それが、この今見直し計画の総花的な中身を具体化していくものであるなら、それはぜひ議論したい。私の立場としてはぜひ議論したい。大学の立場としてはそれをぜひやらねばならないと思って、それはかなり具体的に提案しています。中身について。そのような努力ということが見えないならば、見えるような方向を出せばいい。今回ここにですね。

○須能委員 今、谷口部会長からお話があったように、これが完成の暁には、実際のアクションプランの策定上、各業態別にやるようなことを、今回書き込むべきだと思います。それで、なおかつ今阿部委員からも言われたように、すり身の話も現実にはアメリカからの輸入すり身で、これが安定して入ることを前提にしているけれども、その品質管理から何もかもということで、今までその供給があって受ける側の話、それから作る話、マーケットの話、そういうのを行政と塩釜あるいは石巻も含めて検討する。総論としては3地区にこういう戦略としての協力体制を創る。今回出たような話をちりばめれば、これはスタートなんだという意味がわかると思う。

それと、私は岡田先生からの話があるうように、我々ここに永年携わっていると、ついつい当たり前前にわかっていると思いついていっていることが実際わからないまま済ましています。例えば今年の燃油高騰の折にも話しましたがけれども、今の流通の問題はもともと川上の価格がコストを計算して決定されず、現在はマーケットの末端で値段が最初に決まって、それに応じて納入業者は押さえられている。諸経費がかかった分は全部川上方向にいくんで、生産者がノーと言えない現状の中では全部しわ寄せを漁業者が受けているわけです。あるいは産地の買い手にいっているわけです。このことが、当たり前のように思われて業界内でその矛盾をわかっているかっていったらわかっていないんです。それと同時に、一般の国民なんかますますわかんないですよ。それで、市場も、我々石

巻市場のような海にある産地市場と、仙台とか東京にある消費市場と、市場っていうのは一つだと思っているわけですよ。そのぐらいに業界内常識っていうのは一般の人、県民も含めてわからないんだから、やっぱりわかる言葉に、あるいはそういうのをかみ砕くということは、やはり消費者が最終的には出した税金で動くんだから、やっぱりわかるようにする。県庁内でも部署の違う人に読んでもらって「わかっていますか」と。それでわかったものが初めてわかったという話でね。今回、今話しているのは対立じゃなくて、皆さんここまで立派にやったよと。だけど、もっと到達点に対する、見えないよと。その辺を、先ほどから言われている谷口先生の思いだとか何かを、こういう具体例を入れていけば、じゃあ自分の分野では何をすべきなのかと、そういう各パートの糸口が見える。たとえば、産地市場についてもいくつかあるやつをもっと入れてもらえば関係者が理解を深めると思うんです。その辺をちょっとやれば、あらためて再協議のために会う合わないにかかわらず、タイムスケジュール内に仕事は完成するんじゃないかと私は思うんです。

○木村委員 ここに「ご意見シート」があるから、ここで言いたかったことを、今回最後だから、お互いに書き込んで提出してはどうか。

○谷口部会長 具体的にどういうふうに変えるべきかという提案がないと、提案してそれで直していくという立場で対応すべきだと思うんですね。また一からやり直さなくちゃいけないというのは、大変なむだなことだと思うんです。

実は僕は沿岸漁業としては海藻をやっているものですから、その世界では自信があります。世界一だという自信を持っています。しかし、須能委員がおっしゃったような市場の話とかわからないです。はっきり言って。だから、この部会長をやっているということ自身も私は非常に心が重かった。むしろ林業をやっていた方が楽だった。それほどの難しさがある。

その上で、一番最初の部会で資本漁業、いわゆる大臣許可の資本漁業は我々が相手にすべきところではない。県として我々が対応すべきところは、やはりあくまでも県知事許可漁業が我々の主たる任務ではないかということはいいました。ただ、木村委員のお話はありますけれども、そういう意味では、あの6千万は政策を実現するためには、沿岸漁業の政策を実現するためには大変もったいない金だと、私は今でも思っています。

政策に文句を言う気はありませんけれども。

木村委員のお話はよくわかりますけれども、資本漁業のためにあの金を使うぐらいならば、もっとありていに言うと、沿岸漁業、養殖業に回した方がよりよいのではないかとさえ思った。というような事で、県当局も大変苦慮されていると思うんですね。6千万ということの……

○木村委員 600億。

○谷口部会長 600億？県が？

○木村委員 県が出すのは6千万。

○谷口部会長 6千万。だからそれだって大変なお金ですよ。油代でね。

○木村委員 あれ、県外船がほとんどなんですよ。

部会長が言ったように、漁業というものは二つの種類があるわけなんですね。知事許可と大臣許可と。それで、日本の場合はWTOから補助金撤廃と言われている中で、世界が言っているのは大臣許可を示して言っているんですよ。我々は零細な漁民でアフリカの漁業者と同じなんだと。補助金なければやっていけないと。大きい部分にはくれないで、くれないようにしているけども。日本のややこしい、こういうお互いの決め方があって、ずっときたわけですね。これは延々とつながっているわけだけれども。

これはある程度古い時代はそんな大きな船ななかつたんですが、今は漁業としてやる船でも何千トンという船があるんですよ。だから、漁業能力が大きくなっているから沖合へ出すべきなんです。それを沿岸にそのままだから問題が起きて困っているわけだね。

それはそれとしても、我々、仙台から、陸から海というものの自然環境を守りながら子々孫々まで伝えなければならない問題で、何としても、先ほど須能さんから出た流通社会の問題であっても、これからは今騒がれている安心・安全が本当に安心・安全だという部分でやっぱり戦っていくべきだと。私はこう思う。

○谷口部会長 どうもありがとうございました。

○岡田委員 この先ほどの条例のやつ。枠組みとしてどうしても張り付くんだということであれば、この枠組みで再整理をしてもらった方がいいと思うんですね。そうすると18、19ページと、この先ほど来の一番最初に出てくる6本の柱、これが整合がとれて

いないというのは、そもそも条例間の中でもまずい。重点施策は、この書き方では重点施策ではなくて、また同じ違う6項を作ったようにしか見えないんですね。要するに、中身がどうというよりは、やっぱり整理の仕方と論理が作った人の中でスカッとしているかどうかです。それはそういうふうに感じないですね。

○伊東部長 岡田先生からお話あった点、確かに我々、どうしても木を見て森を見ず、鹿を逐う獵師山を見ずになってしまっていたので、非常に今岡田先生から先ほど来のお話で、例えば18ページ、ここで基本的な方針を入れたこと自体がちょっとそぐわないなというので、ただ、基本的な方針がここでいいのかどうか。あるいは、その現状と課題があつて、通常それに対する施策展開があつて、その後目標とかという、この順番もですね、確かにちょっとこの順番で読むと、我々気がつかなかつたんですけども、ちょっと工夫が足りないなということで、基本的な方針を入れることも含めてその場所、あと順番についても、今申し上げたようなことで、再度谷口部会長と相談しながら、この組み方についてもうちちょっと工夫したいなと、今感じております。

○谷口部会長 わかりました。それでは、かなり議論が進んできたので、ちょっと、10分ほど休憩をとりたいと思います。その上で、ちょっとその間に事務局と相談したいと。では、あの目の前の時計で20分から再開いたします。

休 憩

○谷口部会長 それでは、議事を再開いたします。

休憩中に事務局との打ち合わせを行いまして、岡田先生のご提案を受けて基本的な計画の資料2の組みかえを行っていくということで、早急にその作業に入っていくことになりましたので、できればできるだけ早い機会にご意見をいただいて、それに基づいてこの基本的な計画の組み換えを行いたいということにさせていただければ、それでこの議論は終えたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それと、それと裏腹の関係なんですが、先ほど来、阿部委員や木村委員や島田委員とそれから須能委員を含めたご意見があつたアクションプラン、それを具体的に方向性だけでも入れていくことにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（「はい」の声あり） それでは、そのようにさせていただきます。

○岡田委員 そのアクションプランと基本計画とのいわばチャンネルの応答関係、そういうフレーズなり単語は、やはり基本計画にきちっとわかるように出しておいてもらう、これは大事だと思うんです。何度も私言いますけれども、特殊なセクターで固まっても話になりませんし、そういう時代では決してありませんし、「私たち」といって県民と一緒に作るといことになるわけですね。やはりそこはものすごく大事で、この先、プロがこういうことをしなければいけないよと言ったときに、県民にも同時に理解をしてもらう、そこのチャンネルを打ち出すということなんですね。先ほど来、専門家の方がいろいろ言ってくれていますね。ああいうところを県民としては理解して、そして協力もするし、買えばいいんだなという、そこがちゃんと目に見えるかどうか。ここをやはり出してもらいたいんですね。

○谷口部会長 ということですので、事務局よろしいですか。

もう一度部会を開くわけにはいきませんから、一応それについては部会長と事務局に任せさせていただくということで、そのようにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、一応これに関する議論は終えたいと思います。

そのほか何かございましたら。三島委員、何かご意見を賜りたいんですが。

○三島委員 専門家じゃないので本当に流通の末端のお話しかわからないんですが、あえて言わせていただきますと、皆さんいろいろご意見を出されていたようですけれども、食育のところで、学校給食が中心になると思うんですけれども、学校だけじゃなくもっと広い範囲でやっていただきたいというのが希望であり、お願いしたいところです。

それから、いろんな資料を見ていると、例えば塩釜とか石巻とかで、須能委員この間新聞に出てらっしゃいましたけれども、食育の活動をたくさんなさっているんですが、消費地である仙台市であまり行われていないような気がします。食べる人がたくさんいるところで、例えば港に近いところじゃない子どもたちに魚のことをもっと教えていった方がいいのではないかと日ごろ感じております。以上です。

○谷口部会長 大変重要なご指摘なので、広い範囲で食育というのはそのとおりだと思うんですね。具体的にどのような形をまず考えたらいいか、もしお考えがありましたら言っていただくと事務局も助かるんじゃないかと思えますけれども。

○三島委員 すみません、具体的にまではちょっとないんですけども。

○須能委員 ちょっといいですか。県の保健福祉部で県内の食育コーディネーター養成講座というのがありまして、過去2年間で約60名ぐらいの人が修了しました。私も石巻のそういう資格を取っているんですけども、その人たちというのはその地区で食育活動をやるというときに仲介をやるんです。現在の学校の中においては、校長先生とか担任の先生とかあるいは父兄が熱心にやりたいというところから私どもに話がきて、「じゃあ石巻市場は親子3代でやるときには魚をただであげますよ」というのを常々言っています。現実には仙台の方からも「そういうことをやるときには協力していただけますか」というから、「してあげますよ」と言うんですけども、実際にアプローチはないんです。近々、飯野川小学校にまたお願いされてやるんです。私は石巻の教育委員会にも強く言っているんです。県内でも各地でやらなくちゃいけないんですけども、現状は、事故があったときに誰が責任とるかということで、校長先生とか何らかの立場の人がきちっとやると言ってくれないと難しいです。けがしたとか、それこそモンスターペアレントから言われたら困るということで、なるたけならやりたくないというのが実情なんです。

だから本当に、人材、地元の子どもは財産だと、だから何とか育てるんだと。親子一緒になって、それから伝統食をやるおじいさん、おばあさんも含めてやらなくちゃいけないだという志がないと。それはPTAに任せるとか、栄養士に任せるとか言ってはダメです。やはり行政が強い姿勢を持つことが重要です。「食材王国みやぎ」だなんて言いながら地元で消費者が育たない。だから、学校給食にも地場産品をもっと使えというのも行政が強い意思を持たない限りだめなんです。だからその辺、こういうことに対して県庁内で関係部署に対してちゃんとそういうのは言える体制ですか、言わなくちゃいけないんです。せっきくこの産業部会だけではこう言うけれども、教育庁だとかいろいろなところに波及効果のあるような制度設計をしないと発展はしません。

東京には我々相当の協力しているんです。東京の消費地には、いろいろな話があって、ウーマンズフォーラムという東京の組織から呼びかけがあって、地元の婦人部会が現実に私の魚を持って東京に行き、食べさせているわけです。わざわざ東京へ行って魚食普及をやっているながら、私も残念なのですが、なぜ仙台でやらないのかなと。私はこのこの仙台まで押し売りするつもりないので、呼びかけがあれば協力するつもりなんです。

だから、そのために自覚を持つと同時に、行政で世論を誘導するなり指導してほしいな
と思います。

○谷口部会長 どうぞ。

○木村委員 今回の須能社長さんの提案ですが、私、地元で組合長をやっていたとき、私た
ちの地区はアナゴは日本では2番ぐらいの生産があると思うんですけども、ほとんど
築地に行っているんです、今も築地なんです。やっぱりウーマンズフォーラムの白石
さんが、何とか東京でアナゴをさばいて、教えて、食べさせてもらいたいというので、
魚は送って、人はバスで婦人部に行ってもらって、経費は漁協で全部出して。さばかせ
てみると、3本ぐらいさばくとできるんですよ、都会の人も。1本目は、よろよろ
しているからやっぱりできないけれども、手袋かけて3本目あたりになるとさばける。
今は、こばやし弁当さんで限定商品として6カ月間だけ弁当扱いしてもらっています。
これは、ちゃんとサイズが決まっているから難しい生産なんだけれどもね。日本で2番
ぐらいの生産量があっても、宮城県では食べていない。それが、だんだん普及してきた
ら、オキアナゴをアナゴとしてすし屋さんで食べさせたり、いろいろなことやってます
よ、ほかの人は。本物のアナゴはもうほとんど、99%東京に行っています。そういう
ぐあいでは、なかなか「食材王国みやぎ」といっても食育の普及ができないでいる。漁連
で仙台でカキの普及運動をやりますと、2回も3回も勾当台に並んで食べるだけはい
けれども、だから売れるかというとなんて全然。あんな経費むだなこと、何時間もかけてや
てられないと言われます。

体験学習で子どもと親と、これをインターネットで出したら参加者がいっぱいあって、
今やっています、親子体験学習。今日、うちの婦人部も、うちのお母さんが部会長をや
っているんですが、サンマの料理で小学校の学校給食、これ校長先生に話したらやっ
てくださいということで、今日みんなで見本を作って、28日に学校へ行ってやる。地方
はやっているんですよ。インターネットで発信すれば、どこかの学校なり、どこかの団
体なりがやってほしいと言ってくる。ただ漠然とやったって効果がない。

この前も言ったけれども、以前兵庫県に行ってきたんですが、くぎ煮をあれだけのブ
ランドにしたというのは、大変な努力だったらしいですよ。やはり5年以上かかったと
言っているんですが、自分たちで、青年部、女性部、漁協役員、みんなばらばらで、人

が集まるところに釜をたがえてイカナゴをたがえて、そして生から煮方を教えて、それであれほどになったというんだけど、県外は金がかかるから兵庫県内を中心にやろうということで、それが生換算で2万トン以上売りますよ、イカナゴを。ここでとったものも兵庫県に行く、ほとんどね。そういうふうにブランドづくりというのは根強いみんなの努力がないとなかなか作れないと。

○谷口部会長 どうもありがとうございました。そういう点では、行政としてどのように対応していくのかということがかなり重要な問題なんですね。

○木村委員 行政は金がないから。

○谷口部会長 教育委員会等も含めて、実は私、ある町のある中学校の顧問をやっているんです、環境教育で。もちろん食べ物も一緒にやっています。もう4年目ですけども。その中学校はすごい田舎なんです。漁村の小さな中学校なんですけれども、この前の共通テストで仙台市のどの中学校より成績がいい。それは確かに校長先生をはじめ先生方の意欲が非常に大きい。それで、環境教育もそれから産業教育も食育も含めて、私たちが出前授業で行って、一緒に調査したりあるいは一緒に食べ物を作ったりということをやっていて、そのときにその生き物の特徴とか、それを全部説明するんです。それは非常に有効なんですね。大学の先生というのはそういうことについて大好きですから、それはもうタイアップして、大した金なんか要らないんです。前回、審議会の方で工藤委員が言っていましたように、科学的な根拠を持ったブランド化をぜひ図るべきだと。そういう意味で、食育に絡めてそのような仕組みも利用されたいかがでしょうか。大学はもう今民営化されていますから、できるだけ多くの子どもたちのために出ていきます。そういう点では、県と例えば仙台だと東北大と一緒に相談しながら進めていくと。我々も講師陣は幾らでも準備できますので、そのようなこともお考えいただけたらいかがでしょうか。とにかく、ない金をどのように有効に食育の中で利用していくかというのは非常に重要だと思うんです。

そういうことで、門傳委員は前回大変すばらしい食育の実践をお話いただいたので、それも含めてぜひご意見をいただきたいんですけれども。

○門傳委員 前回言ったことは、皆さんお聞きですよ。要するに、うちの方は米をつくってしまして農協の給食に納めていまして、米の田んぼは学校の通学途中にあるんです

が、それを見ながら子どもは通学していて、その米を食べると。その結果どういことがあったかという、残飯が少なくなった、明らかに少なくなったという効果があって、残飯が少なくなって結果的には給食費が下がったというんですね。

我々は米を納めていますが、それはふだん給食米として給食会から入っている米と同じぐらいの単価で納めていしますので、そうしますと経費はかからない。こちらは直接、途中すべて省いて、自分で精米して自分で納品します。流通過程が全部なくなりますので、それで間に合うということで、今地元の小中学校5校でやっています。合併しまして市になって、もっと広がるかなと思いましたが、全然広がらなかった。いい例があるんだけど、何でもかそういうことは広がらないという不思議。不思議な行政の世界なのかなということがあります。今言ったように、普通の流通ではないかもしれませんが、とにかく納品して金をもらうということが大事で、ただあげるのは簡単なんですけれども、継続して納品していくことの方が私は大事なかなと思っております。

それから、きょうの議論を聞いていまして、宮城県の水産物を私は買ったことあるかなというふうに思っているんです。サンマはたしか気仙沼から白い発泡スチロールの箱で毎年何回かとりましますけれども。生ガキ食べたいなと思っても、どこで本物というか地場のものを本当に売っているのかなというよくわからなくて。カニなんかも買いますが、おとといもマツバガニを買いましたが、送ってもらったんですが、カニは北海道にネットで注文して買うというのがこの頃ごくごく普通になっています。それからマグロなんかもネットでオークションにも出ているし、大間のマグロとかって本物だかなんとかよくわかりませんが、そういうものがよく出ていまして、そういうのも買います。ネットで注文すれば次の日発送で、もう完璧に包装してくれて、その次の日には着くので、むしろ新鮮に感じますし、実際新鮮なんだと思いますが、つまりそういうふうに欲しいときにあれば買うんだと思うんですよね。

この産直の会とかありますが、私が言いたいのは、例えばナショナルブランド、醤油ならどこに行っても大手メーカーのものはあるんですけども、地場のものはあまり知られていないというのがよくあるんですよね。仙台市内のあるスーパーマーケットのおかみさんというか専務さんとお話したとき、ナショナルブランドはいっぱいあるけれども地場のものが全然手に入らない。スーパーの職員に何かいい商材になるものがある

ば探してこいと。それを1年間何個探してこいと命令して、探しているそうなんです。それで、たまたま当たるものもあると。だめなものがほとんどですけども、たまに当たるものがある。要するに、そのスーパーは1店で2万アイテムぐらいの商品があるんだそうです。その中に10や20変なものが入っても別に全然関係ないので、とにかく売りたいものがあったら持ってきてくださいと言うんですね。

地場のものを手に入れられる環境をちゃんと整えてもらうのが行政の仕事なんじゃないかなと思うんです。これは林業にも言えまして、県産材を使って家を建てましょうといっても若干高いものになるようなんですが、やはり地場のものを地場で、「地産地消」なんて何か変な言葉ですが、地場のものを地場で食べたり使った方がいいんじゃないかなと思っています。そういう機会を、今日の基本計画の4でそういう手に入れ方は書いていないかと、そういうことは感じていました。さてどうやって宮城の魚を食べようかなというのがずっと考えていたことであります。以上です。

○木村委員 ちょうど話が出たんですが、この間、今新しい事業を漁協でやろうとしていますが、定年になった大手スーパーのバイヤーさんと仙台で連絡とって会って話し合いましたんですが、これからの量販店は、生産者が持ってきて自分で品物の値段つけて置いて売ってください、売ったのから私たちは幾らかもらいますというようなシステムになっていくんだと、こういうお話を聞いたわけなんです。それであればやはり農産品は多くのところから出てくると思いますが。流通もこのままでは、この頃不信感を持たれている食品が多いわけで、いずれ変わっていくと思うんですが、そんなふうにならなくていくだろうと言うお話をしていました。

○門傳委員 だから、須能先生が前回か前々回におっしゃいましたが、それじゃあ生産と消費だけがあればいいのかということになってしまうので、その間のものを、やはりちゃんとそこをつないでいくものも必要だと思うんです。給食なんていうものは、ここにあるとしても、何か給食会のようなものがあって、いわば自由に参入できないような障壁があるんですね。そのために、そういうところではこういうふうにならざるを得ないんですけども、中間をどうするかというのはまた別の問題をはらむかなと思います。直接やるのは生産者としてすごくいいのかもしれませんが。

○須能委員 今の話は非常に難しいんですよ。既存のルートでやっていることによって、

例えば産地市場、消費市場を通すことによって規格をつくり、それぞれのマーケットに合うようなものを流しているわけです。ところが今回の産直みたいに、島根漁協とかイオンでやっているとか、いろいろあるけれども、そういうことを別な物の見方をすると、片方も緊張感が高まってやはりむだを省こうと。じゃあ産直でやった場合に、売らない魚、要らない魚はどうするんですかといったら困ってしまうんです。ただ、刺激策としては必要なわけです。だから、既得権益で終わってしまわないためにも幾つかの販売チャンネルが必要なんです。

それと同時に、宮城県の場合みたいに多くの国民に対する供給基地とした場合に、今言うように小ロットの議論は、産直で、ネットでも済みますけれども、大衆の魚を全国の家庭に安定的に供給するというものは既存の大きなルートを使わなければできないわけです。だからどっちが悪いとかどっちがいいじゃなくて、それぞれに存在理由があるわけで、よさをお互い確認しながら、相手をつぶす議論じゃなくてそこを認め合いながら、その中のいいところを、そしていかにいいものを安く売るかと。原点はそこなので、そのために一方的に是非を議論して欲しくない。極論から言えば量販店の今のやり方みたいに対抗軸をつぶして一方的に勝つためにやってしまう。例えば量販店に納入している下請業者が仙台の青果市場で洗って野菜を全部パッキングするわけです。最初は応分の金を出すからというので全部やるわけです。ある程度それが軌道に乗ったら、その仕事をほかにやらせますと言われる。そうしたら設備投資した会社は困ってしまう。そこで、50円もらっていたのが40円で結構です、30円で結構ですとなる。片方は、中国人を使う事や、何かしながら、どんどんコストを下げさせられながら、作業をさせられているわけです。量販店は、納入業者は他にもいるのでいつでも替えられる力を持ち、ほかからやりますというように、ワンサイドゲームとなる。今回の金融工学がやったと同じシステムでやろうとする人が現実にいるわけです。そこを良心の目覚めがあるようなシステムにしないとこの1次産業はつぶされてしまうので、工業製品を売る商売と生命維持産業である自然産業は別なんだという認識の上に立った経済学を存在させないと、この産業はだめになってしまう。

そういう強い認識で宮城県が日本をリードしないと、日本の国の中で、自動車を輸出するんだから、電化製品を輸出するんだから食料は輸入しなくちゃいけないというのが

今までの経団連の主張であり、それを施策としてやってきたから、切り捨て農業であり切り捨て漁業だったんですね。ところが、今資源がなくなって資源ナショナリズムだから、1次産業に目を向けましょうときたわけだから、ある面では今追い風なので、我々はやはりそれを強く意識して、そういうように単なる利益の追求だけじゃなくて安定させるんだという形で、それを前提にして従来の参入をただストップしていたのではなくむだを少なくする努力が足りなくなるから、やはりいろいろな意見があったらそれを謙虚に聞いて、その良さを入れながらお互いの流通がやれるようにしていくべきだろうと思います。特に宮城県の場合は大きなものから小さなものまであるので、それが共存できるような認識のもとにやるべきだろうと思います。

○谷口部会長 本質的な議論になってしまっていました、もっともっとやりたいんですけども予定時間が過ぎましたので。基本的にはそういう大きな経済の流れの中で、市場主義経済だけに走らないというところで何とか食い止めなくてはいけない。そのためにも、みやぎブランドを確立するし、売る努力もぜひしていかなくてはいけない。利用してもらうための努力をどうしたらいいかというのを、短期間ではありますけれども、漁連と事務当局と我々とぜひ議論してあるべき方向をご提案できるようにしていきたいと思っています。ということでどうでしょうか。

不手際で5分予定時間よりオーバーしてしまいましたけれども、一応いかがでしょうか。ぜひ言いたいということがございましたら。

○島田委員 今、部会長が締めたところですが、すみません。

○谷口部会長 あえてということですね。お願いします。

○島田委員 あえてですね、隣に漁協の木村会長がいるんですが、私たちも地元の漁業に携わっている青年たちと話す機会があるんですけども、担い手の確保と育成の取組というところでは、確かに沿岸漁業、すれすれの線ですけれども経済的に間に合うところにいるなど。でも、ちょっと間違えば後継者が育たないというすれすれのラインにいると思うんです。その人たちと話をすると、今互理の例ですと県の特別許可で9.9トンの漁船漁業をやっていますけれども、それが7・8月が稼働できて4・5月が禁漁期と特殊なことをやっています。私たちの先々代の出身の県の議長さんをやった方がいろいろ努力してなったんでしょうけれども、7・8月禁漁というものが全国のルールだと思

いますけれども、漁港が悪いためにそういうふうな特殊な例が残っていると。

それで、皆さんとお話ししたいのは、本当は15トン以上の二艘底びきとか、そういうふうなものを二つの企業体が一つでまとめて、漁船の型も大きく安全操業ができて、漁業も確実にできるような取組を県とか国とかできないものか。そしてまた港も、県の方は多分ご存じだと思いますが、延々60年間、鳥の海の漁港を造りまして、最終的に大体終わったんですけれども、それでもなお入り口がかえって悪い状況になった、そういうふうな意見を言う方もいるんです。

後継者のためにいろいろな会議で漁協の意見を聞くというと、その30代の世代の上の60代の世代の人たちの意見を聞くわけですね、ここに組合長もいますけれども。そうすると将来のことでなくて今のことだけでオーケーというふうな議論になってきて、その人たちにも話を聞いたんですが、あなたたちはそういうふうな問題が出てきたときに議論に参加するのかわかるといったら、ほとんど参加していない。それで何をやっているかという、後から親父さんから聞かされてそれで終わり。次の後継者たちが、それも30代40代がそういうふうな状況になっているというのは認識すべきじゃないかなと。漁協とか各支所あたりにもそういう話をするときには、ぜひ若い人たちのブロックを別に1回意見を聞いたらどうかと私は思います。なぜかという、年齢が高い人たちとか組合長さんたちの有力な人たちがいると自分たちの考えを言えないというのが現状らしいんです。そういうことも酌み取ってやってほしいなど。後継者のためにもお願いしたいと思っています。

○木村委員 その部分で。反論ではないけれども、漁船部会というのがあるんです。この経営管理委員会制度を最初に創ったときから、漁業者が主体性の漁協ということで部会制度を取り入れたんです。各種、磯根から漁船漁業から養殖というふうな。それで漁船漁業部会というのがあるわけだから、そこでお話しすればいいと思うんです。

○島田委員 だから、若い人たちの意見がもう少しストレートに県に届くような、広聴の機会をとってほしいということです。以上です。

○谷口部会長 ということで、ぜひよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、不手際で本当に申しわけございませんが、これで議事の1番目を終わります。

す。

(2) その他について事務局からお願いいたします。

○事務局 事務局から今後のスケジュールでございますが、資料4にお示ししましたように、本日の水産林業部会でのご意見、ご要望を踏まえて取りまとめを行い、12月16日に開催する産業振興審議会の本会議に最終案として提案したいと考えております。その後、1月に答申を行い、議会の承認を経て3月末に公表する予定としております。スケジュールは以上でございます。

なお、先ほど谷口部会長からお話がありましたように、ご意見等につきましては、お手元の用紙にご記入の上、郵送等でできるだけ早い時期にご送付いただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○谷口部会長 大変重要な修正を事務局でやらなければなりませんので、ぜひ、この作業のこともありますので、できれば具体的にご指摘いただいて、それをすべて採用できるかどうかは保証できませんけれども、できるだけ皆さんのご意見を反映させるような努力をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと最後に何か。いろいろ意見がございますが。

ほかになければ、以上をもちまして議事の一切を終了させていただきます。

4. 閉会

○谷口部会長 水産林業部会は今回で最後となりますけれども、審議会の円滑な進行にご協力いただきまして本当にありがとうございました。

以上をもちましてこの議事の一切を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。